介護職員等処遇改善加算取得に向けた社会保険労務士による巡回相談（無料）のご案内

介護職員等処遇改善加算

・令和6年度介護報酬改定により処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引上げが行われました。
・本加算における賃金改善対象者は介護職員への配分を基本としますが、事業所内での柔軟な職種間配分も認められます。（介護職員以外の方も対象）
・令和7年度においては、一部要件について経過措置が設けられており、要件が緩和されています。

加算率

【24.5%】	介護職員等処遇改善加算	Ⅰ	**新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。** ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）
【22.4%】		Ⅱ	**新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。** ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化
【18.2%】		Ⅲ	**新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。** ・資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】		Ⅳ	・新加算（Ⅳ）の1／2（7.2%）以上を月額賃金で配分 ・職場環境の改善（職場環境等要件） ・賃金体系等の整備及び研修の実施等

※加算率は訪問介護のものを例として記載。

介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業

【対　　象】 加算の新規取得及び既存加算より上位の加算取得を目指している事業者

【実施内容】

巡回相談

・社会保険労務士が事業所に訪問し、加算取得に向けた巡回相談（無料）を実施します。（1事業所あたり2回程度（2時間以内／回））
・対象事業所には、事前に社会保険労務士より連絡をしますので、その際に訪問日時等をご調整いただきます。
※応募多数の場合は、県において対象選定を行う場合がございます。

【申込方法】 申込フォーム　https://logoform.jp/form/WEVN/1151785
※申込期限　　令和7年9月17日（水）

派遣された社会保険労務士は、次の助言などを行います。

加算の条件を満たすための就業規則の作成・変更
加算の条件である職員の研修や資格取得支援のための規程づくり
加算の条件である職場環境等の改善のための規程づくり　など

（※加算取得の条件など制度自体に関するお問合せは事業所を所管する振興局にお問い合わせください。）

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 介護サービス指導課　TEL　073-441-2527